

# リレーションシップバンキングの機能強化計画（要約）

江差信用金庫

はじめに

私共、中小地域金融機関は 去る3月に公表された金融審議会報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」及び金融庁から公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を策定し、信用金庫法の定めによって当局に報告するとともに、各金融機関の自主判断によって公表することが求められています。この機能強化計画は、当金庫の平成16年度までの「集中改善期間」中における（ ）中小企業金融の再生に向けた取組み（ ）健全性、収益性向上等に向けた取組みに関する基本方針、具体的取組み内容等を要約したものであります。

## 1. 基本方針

### 1. 当金庫の事業地域の状況(現在及び今後の見通し)

(1)地域経済の現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫の事業地域である道南地方の経済動向は、公共投資の縮小、設備投資、個人消費の低迷に加えて、雇用情勢も悪化が続いており全体としては依然厳しい状態が続いています。</li> <li>加えて、人口過疎＝経済過疎の進展、産業の国際化・空洞化の加速、商店街の衰退、地方自治体の財政難などもあって、当金庫の主要な取引先である中小企業も、人員削減や賃金の圧縮、資産売却など、あらゆるリストラ策を講じているにもかかわらず、売上不振や収益の悪化から廃業や倒産に追いやられるケースも多く、まさに未曾有の厳しい局面に晒されているのが実態であります。</li> </ul>
(2)地域経済の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の景況についても、財務省函館財務事務所が公表している最近の経済概況によれば、「一部に持ち直しの動きが見られ、停滞感の弱まりは窺われるものの、引続き厳しい状況にある」としており、個人消費、企業活動、雇用情勢ともに依然として厳しい状況が続くものと予想されます。</li> </ul>

### 2. 当金庫の中長期経営計画の概要

(1)当金庫の顧客特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫の事業地域は松山・渡島支庁管内南西部に位置する1市14町であります。財務省函館財務事務所から公表されている「管内概況」によれば、産業別就業者数ではサービス業(27.9%)のウエイトが最も高く、以下卸・小売業(22.4%)、建設業(13.4%)、製造業(10.6%)の順となっております。(平成12年国勢調査)</li> <li>また、事業数・従業者数でも、卸・小売業、サービス業、建設業の順でウエイトが高くなっており、この傾向は当金庫貸出金の業種別残高構成比を見ても変わらず、各種サービス業が21.1%で最も高く、以下不動産業(19.7%)、個人(15.5%)、建設業(10.7%)、製造業(9.9%)などとなっております。</li> </ul>
(2)当金庫の強味等	<ul style="list-style-type: none"> <li>前述のとおり、当金庫を取巻く経営環境は必ずしも恵まれているとは言えない状況ではありますが、これまで永年にわたって経費効率面での強味を主体として堅実経営に徹し、内部留保の蓄積に努めてきたことから、自己資本額も131億円を超え、自己資本比率も20%を超える水準となっております。当金庫のお取引先からも一定の評価をいただいております。</li> <li>ただ、景気の低迷や地元経済の縮小に伴う取引先の体力疲弊などもあって、貸出資産内容の劣化が徐々に進んでいるほか、低預貸率の持続、余裕資金運用利回りの低下に伴う収益力の低下、更には最大の強みとしてきた経費効率面での優位性が薄れつつあるなど、経営環境は一段と厳しさを増していると認識しており、当金庫としては「収益力の強化」および、これと不可分な関係にある「経営管理体制の強化」を経営の最優先課題として「中期経営計画」を策定したところであります。</li> </ul>
(3)当金庫の経営課題と具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫が目指している姿、優先事項としている経営課題と具体的な取組みは後段(2～3頁)に記載した【当金庫の「中期経営計画」の内容 - 計画期間：平成15～17年度 - 】のとおりであります。</li> </ul>

### 3. 金融審議会報告からみた当金庫が対処すべき優先課題(上記1,2を踏まえた優先課題)

(1)金融審議会報告と当金庫の中期経営計画における基本方針との比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融審議会報告の基本的考え方は、地域金融機関の持続可能性を確保するためには、地域そのものの持続可能性が確保されていなければならない、そのためには、地域経済の中心である中小企業の新規創業、支援、再生が必要であり、私共地域金融機関は、こうした点で、融資審査態勢や経営管理システムの高度化を中心として機能強化に努めることが強く求められていると認識しています。</li> <li>これらの点については、当金庫の中期経営計画においても「使命共同体としての機能発揮」、「顧客志向型の営業強化」、「地域再生へのコミットメント強化」等として盛り込んでいるところでありますが、取引先企業の創業、支援、再生の各段階において、アクションプログラムに示されたような具体的な取組みを、更に強化していく必要があると考えております。</li> </ul>
(2)金融審議会報告からみた当金庫が対処すべき優先課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクションプログラムに基づく個別項目のうち、当金庫の「中期経営計画」で具体的な取組み方針を明示していなかった項目についても、今回以下のとおり「機能強化計画」を策定・公表し、中小企業金融再生に向けた取組み 健全性の確保・収益性の向上等に向けた取組みを強化し、当金庫の機能強化を図っていく所存であります。</li> </ul>

### 4. 2年後の当金庫の姿

(1)不良債権の整理促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>15年3月末の開示債権額は前期比で若干減少したとはいえ、依然として約43億円（開示債権比率は5.50%）を抱えており、向こう5年間程度で開示債権比率3%台を実現したいと考えております。</li> <li>なお平成15年度については、既に14年度決算の後発事象に係る償却・引当財源の手当てに目途をつけており、16年度以降については年間2億円程度を計画的に処理していく予定としております。</li> </ul>
(2)収益力の強化(業務純益の確保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫の「中期経営計画」並びに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を着実に実践していくことにより、コア業務純益ベースで現状水準を上回る収益確保を目標としております。</li> </ul>
(3)自己資本比率の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>収益力を強化し不良債権処理を計画的に進めるとともに、極力内部留保に努めることによって自己資本比率の維持・向上に努めます。</li> <li>なお、コア業務純益ベースで現状水準以上の収益確保を目標としている根拠は、各年度2億円程度の与信コストがかかるとしても、残りの部分を内部留保にまわすことにより、自己資本比率も現状水準の維持が可能との予測に基づくものであります。</li> </ul>

<p>基本認識</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間中における営業地域の経済環境や、金融機関の経営上の課題を勘案すると、これからの3年間は我々がかつて経験したことのない最も厳しい時期となることを認識する必要がある。</li> <li>・即ち、我々の取引先である中小企業の景況が、長引く不況とデフレの影響、少子高齢化、生産の海外シフトに伴う空洞化等の影響から引続き深刻な状況を呈していることに加えて、金融機関も、不良債権の早期処理を目指した「金融再生プログラム」への対応をはじめとして、2年間延期されたペイオフ全面解禁への対応、固定資産の減損会計、新BIS規制への対応等々周到な準備と適切な対応を求められる課題が山積しているのが現下の情勢である。</li> <li>・こうした中で我々は、長期にわたる不況によって厳しい状況に晒されている営業地域の取引先に対して、「使命共同体」としての機能を果たしていく必要があると同時に、経営環境の大変化に対しては、これを的確に予測し、計画的かつスピーディーに対応していかなければならない。</li> <li>・そのためには、役職員が強い危機感とプロの気概を持って業務に取り組むとともに、常に取引先に感謝する気持ちを持って顧客指向型の営業を行うことが不可欠であり、同時に経営面では、収益力の強化、リスク管理の高度化等によって経営の健全性を確保し、透明性の向上に努めることが我々の責務であると考える。</li> <li>・我々は、こうした不断の努力をすることによって、地域社会からさらに信頼される「スモール・エクセレントバンク」となることを目指すこととしたい。</li> </ul>	
<p>重点施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以上の基本認識のもとで、この中期経営計画では次の2項目を「重点施策」として位置づけ、役職員が一致して積極的にこれを推進することとする。</li> <li>(1)収益力の強化</li> <li>(2)経営管理体制(リスク管理・コンプライアンス体制)の強化</li> </ul>	
<p>重点施策(その1) 収益力の強化</p>		
<p>収益力強化のポイントは3つ 貸出の伸長と適正な利鞘の確保 (2)余裕資金の効率運用 (3)経費の節減</p>		
<p>1業容面での施策</p> <p>2安定収益確保のための施策</p> <p>3コスト削減のための施策</p>	<p>(1)資金調達面 (2)資金運用面 貸出の伸長</p> <p>余裕資金運用の効率化</p> <p>(1)業務収益の確保 貸出金収益</p> <p>受入手数料等</p> <p>(1)業務費用 経費の節減</p> <p>(2)臨時費用(貸出金償却・引当費用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体預金など大口預金への依存から脱し、一般預金・小口預金中心の増強を図る。</li> <li>・大口化を回避し、小口多数取引を強化する。</li> <li>・個人ローン比率の引上げに努める。</li> <li>・市場リスクに配慮しつつ機動的・効率的な運用を行う。</li> <li>・貸出の伸長による増収(ボリューム効果)のほか、債務者区分に応じた金利体系の構築(信用リスクに見合った金利設定)により適正な収益確保を目指す。</li> <li>・自治体取引の見直し等により、コストに見合った手数料確保に努める。</li> <li>・生損保商品の窓販等による非金利収入の拡大を目指す。</li> <li>・定員の見直しを含め、引続き経費の全般にわたって聖域を設けることなく大胆な見直しを行い、コストの節減に努める。</li> <li>・償却予備金の発生を一定の予見として、不良債権を整理していくための費用(信用コスト)を毎期計画的に見込むこととし、この部分の収益確保に努める。</li> </ul>
<p>重点施策(その2) 経営管理体制の強化</p>		
<p>1財務面での施策</p> <p>2業務推進面での対応</p>	<p>(1)不良債権の適切な処理・債権の健全化 自己査定 of 厳格化</p> <p>不良債権処理の促進</p> <p>管理回収の強化</p> <p>(2)規制改革・制度変更等への対応</p> <p>(3)自己資本の充実</p> <p>(1)ペイオフ全面解禁への対応</p> <p>(2)貸出伸長策</p> <p>(3)顧客情報の整備・活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年実施された金融庁検査結果を厳正に反映させるとともに、「金融再生プログラム」の主旨に則り自己査定の厳格化に努める。</li> <li>・回収困難と判断される債権については、部分直接償却等を活用し早期にオフバランス化を図る。</li> <li>・不動産担保評価の見直しによる引当の適正化、債権の健全化に努める。</li> <li>・経営不振先に対する財務相談・経営相談を強化し、企業の再生・債務者区分のランクアップを支援する。</li> <li>・事前審査・事後管理を強化し、不稼働資産発生 of 未然防止に努める。</li> <li>・償却済み債権 of 回収についても督促を強化し、極力回収に努める。</li> <li>・固定資産 of 減損会計・新BIS規制・金融再生プログラム等今後予定されている様々な制度変更への対応について、周到な検討を行い早めの体制整備を行う。</li> <li>・利益 of 内部留保に努めることによって自己資本 of 積上げを図る。</li> <li>・経営内容 of 積極的な開示等によって、当金庫 of 安全性・健全性を強くアピールするとともに、預金者 of 動向管理に万全を期する。</li> <li>・新しい融資商品(ミドルリスク・ミドルリターン商品) of 検討、審査プロセス of 見直し(スピード化・省力化)等によって、利鞘を確保できる貸出 of 伸長に努める。</li> <li>・信用保証協会等 of 積極活用により、量的拡大とともにリスク回避を図る。</li> <li>・取引先への情報提供や相談業務 of 拡充など付加価値サービスの提供に努め、取引深耕・収益向上に資する。</li> <li>・CRM of 構築など顧客情報の収集・活用方法を整備し、情報の共有・重層的な取引推進を図る。</li> </ul>

3業務管理面での対応	(1)リスクマネジメント・コンプライアンス体制の確立  (2)合理化・効率化の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ALM委員会機能の活性化をはじめとした体制整備を行い、リスク管理の充実に努める。</li> <li>・営業店別・顧客別収益管理手法の高度化、経営管理資料の充実等により業績管理・収益管理の向上を目指す。</li> <li>・金庫を挙げてコンプライアンス・コーポレートガバナンスの徹底・強化に取り組む。</li> <li>・事務指導の強化、研修の実施等も含め事務リスクの排除に努める。</li> <li>・内部監査の充実を図る。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・渉外活動を中心とした定員の見直し・経費面の見直しをさらに徹底する。</li> <li>・事務処理の本部集中やアウトソーシングなど、各種業務プロセスの見直しを行い、合理化・効率化に努める。</li> </ul>
4人材育成面での対応	(1)人事・組織面の見直し  (2)人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業店の活性化、経営管理面の強化に向けて、定員の見直しを行う。</li> <li>・企業の再生支援・相談業務等に対応するため、中小企業診断士・FP等を育成する。</li> <li>・融資開拓専任者・財務相談専任者等の配置を検討する。</li> </ul>
5情報開示等	(1)ディスクロージャーの充実  (2)地域再生へのコミット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の透明性を確保し、地域への説明責任を果たすため、積極的な情報開示に努めるとともに、内容についても一般の人にわかりやすいディスクロージャーを目指す。</li> <li>・四半期ごとの情報開示についても、さらに内容の充実を目指す。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先企業の財務相談等を通じて、企業の再生・地域の活性化に積極的にコミットしていくこととする。</li> </ul>

以上

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考
			15年度	16年度	
中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>借手企業の事業の特性等についての的確な評価を行うため融資審査態勢の強化が必要であることは強く認識していますが、営業店、本部とも限られた人員で対応していることから十分な態勢となっていません。</li> <li>特に創業、新事業支援等については、これまでそうした事案も少なく既存の審査部門で他の融資・経営支援等と区別なく対応しており、当金庫としても地域再生に向けた新しい取組みとして前向きに手掛けていく必要があると認識しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業支援のための本部及び営業店の体制整備を図ります。</li> <li>審査部内に企業支援担当の人員を配置します。</li> <li>地方公共団体の産業政策や創業支援策、商工会等の創業支援策に関する情報収集・分析を行います。</li> <li>業界で行う研修への参加によりレベアアップを図ります。</li> <li>職員に中小企業診断士等の資格取得を奨励していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界で行う研修への参加。</li> <li>企業支援のための本部及び営業店の体制の整備。</li> <li>企業支援担当の人員選定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業支援担当の配置。</li> <li>前年度の取組み実績の検証及びそれを踏まえた効果的施策の検討。</li> </ul>	
(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施					3.その他関連する取組みに記載 項目番号： - 1 - (2) 項目名 ・ 中小企業金融の再生に向けた取組み 1. 創業・新事業支援機能等の強化 (2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>「南松山産業クラスター創造研究会」「北海道地区産業クラスターサポート金融会議」「松山地域新産業創出サポート会議」等、地域経済再生のため創業、新事業に係るプロジェクトに積極的に参画し、情報収集・新規案件の発掘に努めています。</li> <li>営業地域の過疎化や産業構造の変化等から、地域経済再生のための創業・新事業への支援の必要性は認識しており、引続き同プロジェクト等に積極的に参画する予定です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道地区産業クラスターサポート金融会議」</li> <li>「南松山産業クラスター創造研究会」</li> <li>「松山地域新産業創出サポート会議」</li> </ul> 等に継続的に参画し、情報収集・新規案件の発掘に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記に同じ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記に同じ。</li> </ul>	
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベンチャー企業支援は今まで数件程度であったため政府系金融機関との連携体制を敷いていませんでしたが、審査のノウハウの共有及び信用リスク分散等から政府系金融機関との情報共有及び協調融資等の連携強化のための整備の必要性を認識しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府系金融機関との協体制を整備していきます。</li> <li>信金中金の子会社である信金キャピタル(株)との連携や、信金中金が提携している日本政策投資銀行との枠組みについても必要に応じて活用していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業金融公庫との情報共有、協調融資等の連携体制につきスキームを整備中。</li> <li>中小企業金融公庫以外の政府系金融機関との協議を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の取組み実績の検証及びそれを踏まえた効果的施策の検討。</li> </ul>	
(5) 中小企業支援センターの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>創業・新規事業支援体制強化についての必要性は認識していますが人的制約等から専門的なノウハウを備える体制になっていないのが実態であります。</li> <li>創業・新事業支援にあたっては専門知識を有する中小企業支援センターの活用が効果的と考えており積極的に活用していく方針です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査部内に企業支援担当の人員を配置します。</li> <li>業界で行う研修への積極参加によりレベルアップを図ります。</li> <li>職員に中小企業診断士等の資格取得を奨励していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業支援担当の人員選定を行う。</li> <li>審査部内での体制整備を図る。</li> <li>業界で行う研修への参加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業支援担当の人員配置。</li> <li>前年度の取組み実績の検証及びそれを踏まえた効果的施策の検討。</li> </ul>	
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界情報誌「経営情報」の提供や、「しんきんふれ愛ネット」の活用、当金庫独自の「地区内経済概況」や「営業地区内企業の景気動向調査結果」の定期的配信、お取引先相互の交流の場である「江信会」等の活動を通じて、経営情報やビジネスマッチング情報提供の取組みを行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「しんきんふれ愛ネット」を更に有効活用するため、営業区域のイベント、観光、スポーツ・レジャー施設等の地域情報、地元産品等商品情報の登録情報数を充実します。</li> <li>信金中金総合研究所(以下「信金中金総研」と)との連携による各種レポート等の提供を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信金中金総研ホームページにリンク付け。</li> <li>「しんきんふれ愛ネット」ホームページにリンク付け。</li> <li>営業店からの地域情報、商品情報の収集及び「しんきんふれ愛ネットホームページ」への登録。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人向けインターネットバンキングサービスの提供に伴い、当該サービス利用の取引先企業に対して、信金中金総研、その他機関の各種レポート等をメール配信。</li> <li>営業店からの地域情報、商品情報の再収集及び「しんきんふれ愛ネットホームページ」への登録。</li> </ul>	

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考
			15年度	16年度	
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止については、これまで支店長会議を通じて情報収集、企業分析を行うとともに、本部とも綿密な打合せを行いながら積極的に取込むことを指示しております。</li> <li>・また13年度(13年8月)に貸出資産の健全化に向けた内部研修の実施により一層の周知を図っています。</li> <li>・しかし、長引く景気の低迷や地元経済の縮小により取引先の体力の疲弊からなかなか改善されていないのが実状であり一層資産の健全化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備を行うとともに、実効をあげていくことが必要と認識しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善支援の為に人材を補強します。</li> <li>・既往経営改善指導に関する通達を更に実効性のあるものに改正し要領として制定します。</li> <li>・経営改善指導の周知のため融資担当者を対象とした研修会を開催いたします。</li> <li>・経営改善の可能性がある対象先のリストアップとスケジュール表を作成します。</li> <li>・主要問題先の動向を経営の場で定期的に把握し、対応方針等を明確にしていきます。</li> <li>・業界が主催する中小企業支援スキルの向上を目的とした研修プログラムに積極的に参加するほか、職員に対し中小企業診断士等の資格取得を奨励していきます。</li> <li>・大口与信先について定期的(四半期毎)に業況ヒアリングを行いより精度の高い業況把握に努めます。</li> <li>・ディスクリート誌等において、体制整備状況や経営改善支援取組み先数、経営改善による債務者区分のランクアップ先数等について公表してまいります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善指導要領の整備(新設)。</li> <li>・経営改善指導の研修会を開催する。</li> <li>・経営改善の可能性のある対象先のリストアップとスケジュール表の作成。</li> <li>・経営改善指導の成果等進捗状況及び主要問題先の業況等について貸出審議会の場で報告する(概ね四半期毎)。</li> <li>・上記体制整備等の状況をディスクリート誌(半期を含む)等で公表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善支援の為に人材を補強する。</li> <li>・前年度の取組み実績の検証およびそれを踏まえた効果的施策の検討。</li> <li>・経営改善指導の成果等進捗状況及び主要問題先の業況等について貸出審議会の場で報告する(概ね四半期毎)。</li> <li>・取組み実績等をディスクリート誌等で公表する。</li> </ul>	
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施					3.その他関連する取組みに記載 項目番号： -2-(4) 項目名 ・ 中小企業金融の再生に向けた取組み 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化 (4)中小企業支援スキルの向上をを目的とした研修の実施
<b>3. 早期事業再生に向けた積極的取組み</b>					
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生を必要とする先については日常業務において財務指導を行っています。専門的なノウハウの不足から企業経営の核心部分まで入り込んでいません。また企業側自身も決め手となる再生案もないまま今日に至っているのが実態です。</li> <li>・従って、再生の実効性を高めるため専門的なノウハウのある中小企業再生支援協議会との協力体制は極めて重要と考えています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力体制の強化を図るため審査部内に企業支援(創業・新事業支援担当を兼ねる)担当の人員を配置します。</li> <li>・業界で行う研修への積極参加によりレベルアップを図ってまいります。</li> <li>・職員に中小企業診断士等の資格取得を奨励してまいります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業支援担当の人員の選定。</li> <li>・審査部内の体制整備を図る。</li> <li>・業界で行う研修への参加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業支援担当の人員を配置。</li> <li>・前年度の取組み実績の検証及びそれを踏まえた効果的施策の検討。</li> </ul>	
(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施					3.その他関連する取組みに記載 項目番号： -3-(7) 項目名 ・ 中小企業金融の再生に向けた取組み 3. 早期事業再生に向けた積極的取組み (7)企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考
			15年度	16年度	
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資審査にあたっては、実務の中でプロジェクトの将来性や収益性を中心に審査することとし、中でも特にキャッシュフローポジションの動向に重点を置いていきます。</li> <li>・保全是二次的な位置付けとし、第三者保証については保証能力を超えた場合その責任の所在を明確にする程度に止めており今後も同様の方針です。</li> <li>・なお、キャッシュフローポジションを重点とする旨を審査規定(貸出関連の規定等)及び審査手法についての定めの中に盛り込んでいないためこれらの整備の必要性を認識しています。</li> <li>・ローンレビューについてはリスク管理の基本方針である「信用リスク管理要領」に基づき総体与信を業種別、資金用途別、金額段階別、債務者区分別等により四半期毎に経営陣まで報告していますが、大口与信先の個別の業況については定期的な掌握に努めているものの実態は一部に止まっており事後管理の体制整備の必要性を認識しています。</li> <li>・財務制限条項については取引先規模等から適用可能性が低く取組みしない方針です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュフローに重点を置いた審査態勢を強化するために、貸出関連要領等の整備及び融資担当者を中心とした内部研修会を実施していきます。</li> <li>・外部主催の審査能力講座等に積極的に参加し審査能力のレベルアップを図っていきます。</li> <li>・事後管理の強化のため大口与信の信用状況、保全状況、今後の与信方針等について関連要領(信用リスク要領等)で明確にし定期的に経営陣に対し報告していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部研修会を実施する。</li> <li>・事後管理体制の整備(要領等の整備)を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の取組みスケジュールを継続していく。</li> </ul>	
(3) 証券化等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先の資本金規模等から見て、企業の有する資産を担保とした証券化による資金調達が可能か先はないと分析しています。</li> <li>・但し、中小企業先は手続きが簡易な売掛債権を担保とした資金ニーズは見られることから一層積極的な対応が必要と考えています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に対応している売掛債権担保融資保証制度の活用に重点を置き積極的に対応していきます。</li> <li>・中小企業先の中には同制度自体の存在を知らない先もあるので窓口対応等により積極的にアピールしていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売掛債権担保融資保証制度の活用について本部より再度通達を発し利用を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の取組み実績の検証及びそれを踏まえた効果的施策の検討。</li> </ul>	
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムによる内部格付や企業分析においてはすべて財務諸表が基礎となることから、財務諸表の精度については日常の融資審査で特に注意しています。</li> <li>・T K C 金融保証と保証業務に関する契約(平成15年7月1日付)を結んだことを機会にT K C 会員の関与する取引先が拡大することを期待しており、財務諸表の精度の高い取引先を対象とした金融商品の整備については今後検討していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道信用保証協会とのタイアップによる融資商品の開発を検討します。</li> <li>・当金庫オリジナル商品の整備に向けた取組みをしています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部格付による対象ランクの決定と抽出を行う。</li> <li>・北海道信用保証協会との融資商品の契約締結。</li> <li>・融資担当者会議の開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新商品の取組み実績の検証と今後の方策の検討。</li> </ul>	
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用リスク管理の高度化のひとつとして現在適正貸出金利の設定に取り組んでいますが格付制度の導入後日も浅いことと未だ全債務者の格付がされていないことなどから信用リスクデータベースの完全な整備まで至っていないのが実状です。</li> <li>・適正貸出金利の設定のみならず、審査業務の高度化、ポートフォリオの適正化のため、信用リスクデータベースの早期整備・充実を図ることの必要性を認識しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務者区分別、業種別、与信額ランク別の毀損状況等についての信用リスクデータベースを整備し、1先当りの貸出上限の設定、適正金利の設定、貸出権限規定等の見直しを行います。</li> <li>・信用リスク管理の高度化のため、融資担当者を主体とした研修会を開催します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SSC格付システム共同データの整備。</li> <li>・SSC格付システム当金庫のデータの整備。</li> <li>・適正貸出金利の設定のルール化。</li> <li>・与信上限の見直し。</li> <li>・貸出権限の見直し。</li> <li>・内部研修会の開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15年度実績の検証。</li> <li>・16年度の見直しを必要とする事項の検討。</li> </ul>	
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付契約については、基本約定書である「信用金庫取引約定書」の顧客交付用(縮刷版)と借入申込書のお客様控用を交付する態勢となっています。</li> <li>・保証契約・担保設定契約については、各保証人に対し「信用金庫取引約定書」の顧客交付用(縮刷版)を交付し、主要事項は面前対応時または書面による保証意思確認時に行う態勢となっています。</li> <li>・当金庫では包括根保証契約の取扱いは採用していません。</li> <li>・現状では、特に次の2点について説明態勢が不足しているものと認識しています。 商品または取引の内容及びリスク等に係る説明。 契約締結の客観的、合理的理由の説明。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「信用取引約定書」の契約の条項が顧客にとって理解しにくいあるいは解釈が分かれるなどの批判があることから、より明確、平易な表現に改めます。</li> <li>・顧客が契約内容の確認をより容易にできるよう双方署名方式を採用します。</li> <li>・研修会・勉強会等の実施により職員への周知徹底を図ります。</li> <li>・保証人・担保提供者等に対する説明体制等については、業界団体からの情報提供、動向を注視し対応していくこととします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客への説明態勢の基本を「貸出事務取扱規定」に網羅するための改定作業の実施。</li> <li>・関連要領の改定整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・双方署名方式による「信用金庫取引約定書」の制定及び既往取引先に対する、変更後の約定を網羅した「変更契約書」の制定。</li> <li>・内部事務処理等を定めた「貸出事務取扱規定」「関連要領」の改定実施。</li> <li>・金庫内説明会・研修会の実施による説明態勢の強化。</li> </ul>	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考
			15年度	16年度	
(2) 「地域金融円滑化会議」の設置・開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆる「貸渋り」「貸剥し」といわれている言葉を「貸付に必要以上に消極的になっている」「無理な回収を行っている」と定義するならば、当金庫においてそのような行為はないものと認識しておりますが、当金庫審査基準に適合しないことを理由に申込を否決する場合にあっては、このような誤解を招かない様、申込人にその理由を説明し誠意をもって対応することが重要と考えております。</li> <li>・「地域金融円滑化会議」の設置は各種情報の共有、意見交換の場として極めて有意義と認識しており、機会があればこれに参加し今後の業務の参考にしていこう方針です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議の情報等については、項目の5の(3)「相談・苦情処理態勢の強化」に加え活用を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ。</li> </ul>	
(3) 相談・苦情処理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状態勢は「相談業務取扱要領」に基づき概ね次のとおりとなっております。</li> <li>・営業店等は、苦情等受付の都度本部経営管理室に受付書を提出。</li> <li>・経営管理室は、これに意見を付し各々本部所管部署に対応策等回答を求め、その結果を担当役員に報告。(重要と判断される案件については理事長報告及び「業務だより」により全店に周知)</li> <li>・経営管理室は、本部所管部署の回答に対する事後管理を行うとともに、年2回(上期・下期)結果を取りまとめ理事長へ報告及び全店に周知、併せて、相談業務担当者会議において協議。</li> <li>・相談・苦情に係る内部体制、実例に基づく内部研修、実例の分析に基づく各種内部改善に係る体制は上記のとおり整備しておりますが、発生店からの報告件数にバラツキも見られ、まだその意識に店舗間で温度差があるものと認識しております。</li> <li>(報告の多い店舗と極端に少ない店舗あり)</li> <li>・また、実例の分析から、職員のミス・お客様に対する配慮不足によるものもあり、更なる相談・苦情処理態勢の強化が必要と認識しております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業店および本部各部室との連携を密にし、相談業務担当者会議等を通じ、苦情・トラブルの温床となる様な事項を未然に排除し、トラブルゼロに挑戦します。</li> <li>・また、所管部および相談業務担当者会議は、当金庫発生事案および「地域金融円滑化会議」の各種情報等を分析し内部態勢等改善に努めるものとし、経営管理室はこの実施状況につき監督します。</li> <li>・検査室による監査報告書・本部各部による臨店事務指導検査報告書および各種異例扱い稟議書等から相談・苦情報告書の提出状況を精査し、相談・苦情報告書未提出と思われる店舗に対して、経営管理室による臨店指導を実施します。</li> <li>・お客さまとのトラブル未然防止およびリスク管理の徹底のため、苦情・トラブル等の発生案件を「業務だより」「相談業務受付一覧表」により全役職員に周知し、適正な事務処理体制について注意を喚起します。</li> <li>・本部所管部による臨店事務指導を強化するとともに、階層別研修会等の開催および諸規定等の自主勉強会開催を指示し、その実施報告を求めます。</li> <li>・自金庫で解決困難と思われる事案が発生した場合は、「全国しんきん相談所」との連携を図り問題解決に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主勉強会開催指示。</li> <li>・実施報告は上期分10月、下期分4月報告。</li> <li>・「業務だより」「相談業務受付一覧表」の周知による注意喚起</li> <li>・「相談業務受付一覧表」による周知は、上期分10月、下期分4月に実施、「業務だより」は適宜。</li> <li>・経営管理室による臨店指導。(適宜)</li> <li>・相談業務担当者会議の開催。(2回開催を計画)</li> <li>・本部担当部による階層別研修会等の開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15年度と同じ。</li> <li>・なお、相談業務担当者会議の開催は上期1回、下期2回を計画。</li> </ul>	
6. 進捗状況の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四半期毎の情報開示等により経営内容を積極的に公開し、健全性・安全性について理解を得るよう努めてきたが、中小企業金融の再生に向けた取組み状況については情報公開までは想定していなかったのが実情であります。</li> <li>・しかし、地域経済の再生・中小企業金融再生のために我々が果たすべき役割を積極的に公開していくことは地域と金融機関の相互理解のためには是非とも必要なことであると認識しております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公表項目については、金融庁および業界団体の検討も参考にしながら今後決定していくこととしています。</li> <li>・公表時期については、半期毎に行います。</li> <li>・公表方法は店頭掲示・ホームページ等を活用する方向で検討しております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上期分(4~9月)については15年11月までに公表する。</li> <li>・下期分(10~3月)については16年8月までに公表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上期分(4~9月)については16年11月までに公表する。</li> <li>・下期分(10~3月)については17年8月までに公表する。</li> </ul>	
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度末の自己査定において、自己査定関連規定の不備等から金融庁検査(14年10月実施)との乖離が生じましたがすでに14年度決算において格差を是正しています。</li> <li>・当金庫では営業店の自己査定を融資承認部門である審査部審査課で再度照査(一次査定と位置付け)していますが営業店による査定の格差も見られ、一層自己査定の正確性を確保するための取組みが必要と認識しております。</li> <li>・償却・引当については、理事長方針に基づき平成10年度から、部分直接償却によるオフバランス化を中心に積極的に取組んできましたが引続き不良債権処理促進のため計画的な償却・引当が必要と認識しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己査定の精度向上のための内部研修会を実施します。</li> <li>・資産査定監査の実施にあたり監査部門の人員体制を15年度より現行2名から4~5名に拡充し資産査定の厳格化、適切な償却・引当の実施に努めます。</li> <li>・自己査定支援システムの有効活用を図り自己査定の効率化に努めていきます。</li> <li>・回収が困難と判断される債権について、部分直接償却により早期にオフバランス化を図っていきます。</li> <li>・内部監査及び監査法人の指導を基に適切な自己査定及び償却・引当の強化に取組んでいきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部研修会の開催。</li> <li>・審査部審査課による営業店自己査定の検証。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ。</li> </ul>	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考
			15年度	16年度	
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	・不動産担保評価において路線価及び固定資産税評価額等をベースとしたシステムによる評価方法の導入や用途に制限のある特殊物件については不動産鑑定士の鑑定評価を採用するとして要領整備等から以前より合理性は向上したと見えています。しかし資産デフレにより毎年土地価格が下落しており物件、立地条件等によって評価額と処分実績との間に乖離が発生しているケースが見られることも事実です。以上のことから担保評価の精度向上のため時点修正も含めてより厳格な検証を行っていく必要があると認識しています。	・不良債権の適切な処理・資産健全化のため担保評価と処分実績とに乖離が発生した事例などのデータを蓄積し以後の担保評価へ反映させることにします。 ・適正化の実効性を高めるため担保評価要領の見直しを図ります。 ・構造、規模、面積等で他の物件に比べ特殊性を有しているものについては出来る限り不動産鑑定士による評価を採用していく方針です。	・定期的(半期毎)に、処分実績(任意処分、強制処分)により担保評価の見直し及び検討を行う。 ・年間の処分、実績のまとめと総体の検証。	・左記に同じ。	
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	・平成13年度から、担保・保証、引当金による保全状況を開示しております ・平成14年度は、前年度と同様の区分により保全状況を開示しましたが内部処理としては、担保・保証を更に優良貸出、優良担保、優良保証、不動産担保、保証人に細分化して管理しております。	・平成14年度の内部処理を継続し、15年度の開示内容に反映させていくこととしております。	・左記に同じ。	・左記に同じ。	
<b>2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上</b>					
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	・債務者区分と内部格付の関連については、例えば代表者に相応の個人資力が認められ場合は一定の条件の基に格付を修正するなど極力整合性を図ることにしております。また代表者等個人における技術力等定性面の評価についてはシステム上格付に反映されないため債務者区分へ反映させるなど出来るだけ整合性をとっております。 ・信用リスクに応じた適正金利については2～3年前から支店長会議等で指示しておりますが、格付システムが導入途上であったことや他行との競合上の問題もあって実現せず貸出利回りも引き続き低下しているのが実態であります。 ・その後格付システムの整備によって全債務者ではないものの一定の格付が可能となったことから現在適正金利設定のための内部基準について整備に着手しているところあります。 ・収益管理態勢の強化の一環として信用リスクデータの蓄積の必要性を認識しておりますが、格付システムを導入して日が浅いことと未だ全債務者の格付がされてないことなどからデータ整備が遅れているのが実態です。従いまして、格付対象先を拡大していくことの必要性を認識しています。	・債務者区分、内部格付、毀損データ等をベースとし、預金原価率、格付ランク、期間プレミアム、保全プレミアム、期待利益率等を反映させた金利設定のスキームを検討中です。 ・格付対象先の拡大のため、SSCに対しシステム機能の拡大を要請していきます。	・信用リスクのデータ整備。 ・適正金利の内部基準の整備と実施。 ・適正金利設定についての融資担当者会議の開催。 ・適正金利の実施状況及び収益貢献度の把握。 ・格付対象先の拡大のため、SSCに対しシステム機能の拡大の要請する。	・適正金利の実施状況の掌握と未実施先への対応策検討。 ・内部基準の見直し及び検討。	
(3) 事務のアウトソーシング、リストラ等により生じた余剰資産の有効活用、システム関連等の従属業務を営む子会社の共同設立等					
<b>3. ガバナンスの強化</b>					
(2) 半期開示の実施	・半期開示については既に対応済みであり、さらに当金庫では平成14年6月期から四半期毎に経営情報を開示しております。 ・開示項目・内容についてはさらに検討の余地があると認識しております。	・ディスクロージャー誌等の内容充実により経営の透明性を確保し、地域への説明責任を果たすため、積極的な情報開示に努めるとともに、内容についても一般の人にわかり易いディスクロージャーを目指します。	・今後も四半期開示を含め継続して経営情報の開示を行う。	・左記に同じ。 ・前回発行の内容に対する照会・要望事項等の検証及びそれを踏まえた効果的施策の検討。	
(2) 外部監査の実施対象の拡大等	・平成14年度から監査法人「新日本監査法人」による外部監査を導入済みであり、監査体制は確立していると考えておりますが、今後も監査法人と協議のうえ、さらに監査機能充実を図っていく方針です。	・現状の監査体制を継続して実施します。	・左記に同じ。	・左記に同じ。	

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考
			15年度	16年度	
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	<p>現行の総代選考・決定方法は次のとおりです。          総代の選考委員については、その候補者を営業部店長が推薦し、理事会の決議を経て店頭掲示する。          選考委員会によって選考された総代候補者については、氏名を店頭に掲示すると同時に北海道新聞に店頭掲示した旨を告示する。          一定期間内に異議申立てのないことを確認のうえ、総代を最終決定する。          ・以上の手続きを経ていくことから、形式上、会員の意見が反映される形となっているものの、選考基準や選考手続きの透明性確保、会員の意見を反映させる仕組み作りといった面では今後さらに検討していく必要があると認識しております。</p>	<p>・業界団体がとりまとめる総代会機能向上策を参考に対応を検討することとしております。(平成15年9月頃までに基本的枠組みが決定される予定です)</p>	<p>・左記取組策の検討結果により対応。</p>	<p>・左記に同じ。</p>	
(2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針					<p>3.その他関連する取組みに記載          項目番号： - 3 - (2)          項目名          ・各金融機関の健全性の確保、収益性の向上に向けた取組み          3.ガバナンスの強化          (2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針</p>
(3) 経営(マネジメント)の質の向上に向けた取組み					
4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	<p>・これまで、当金庫が平成5年に創設した「地域振興積立金助成制度」等による地域貢献活動を展開しており、ディスクロージャー誌等にも情報開示しております。          ・地域貢献も含め当金庫の経営実態については、地区別総代協議会、江信会(函館、七重浜支店の取引先組織)、年金友の会等、機会あるごとに積極的な情報開示を行っています。          ・また平成13年度から、ディスクロージャー誌のほかにミニディスクロージャー誌を発行しており、さらに平成14年6月期から四半期毎に経営情報を公開するなど、積極的なディスクロージャーに努めておりますが、計数資料が中心で、当金庫が地域で集めた預金を貸出・運用等で如何に地域に還元しているかといった信用金庫の役割や当金庫と地域の係わりなどについて預金者等への説明が不足していたことは否めず、今後、これら経済的貢献及び文化的・社会的貢献の情報を公開し、地域社会と当金庫が相乗的に発展できる関係づくりが必要であると認識しています。</p>	<p>・業界団体から示された開示方針を参考に、今後、地域貢献に関する情報開示の内容、時期、方法等を検討のうえ公表していきます。          ・単に情報開示ということだけでなく、地域社会の情報交換、相互理解、交流のきっかけとなるような開示内容、方法についても検討していきます。          ・ディスクロージャー媒体としては、ディスクロージャー誌のほか、ミニディスクロージャー誌、ホームページ、経営陣によるアプローチ(各種集會等での情報公開等)等を検討しております。</p>	<p>・左記媒体による地域貢献活動の公表。          ・地域貢献活動の内容の充実・見直し。          ・開示項目や説明方法の再検討。          ・15年3月期分については、遅くとも同年11月までにディスクロージャーする。</p>	<p>・左記に同じ。</p>	
5. 法令等遵守(コンプライアンス)					
行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止					<p>3.その他関連する取組みに記載          項目番号： - 5          項目名：法令等遵守(コンプライアンス)          行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止</p>

3. その他関連する取組み

項 目	具 体 的 な 取 組 み
<p>- 1 - (2)                      中小企業金融の再生に向けた取組み                      1. 創業・新事業支援機能等の強化                      (2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施</p>	<p>15年度上期                      ・全国信用金庫協会(以下全信協)主催の職能別研修                      「融資審査講座」に営業店融資役席者を派遣。                      「企業再生支援講座」に審査部役席者を派遣。                      15年度下期                      ・北海道信用金庫協会(以下北信協)主催の集合研修                      「貸出審査能力養成講座」に融資担当者を派遣。                      「企業再生支援セミナー」に審査部役席者を派遣。                      ・全国信用金庫協会(以下全信協)主催の職能別研修                      「目利き力養成講座(営業店編)」に本店・函館・七重浜支店の融資担当次長を派遣。                      16年度上期                      ・全信協主催の職能別研修                      「融資審査講座」に営業店融資役席者を派遣。                      「目利き力養成講座(営業店編)」に営業店役席者を派遣。                      「目利き力養成講座(本部編)」に本部役席者を派遣。                      16年度下期                      ・全信協主催の職能別研修                      「目利き力養成講座」に融資担当者、役席者を積極的に派遣。</p>
<p>- 2 - (4)                      中小企業金融の再生に向けた取組み                      2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化                      (4) 中小企業支援スキルの向上をを目的とした研修の実施</p>	<p>・個別項目の計画 1.(2)の【参考資料】その他関連の取組みと同一。</p>
<p>- 3 - (7)                      中小企業金融の再生に向けた取組み                      3. 早期事業再生に向けた積極的取組み                      (7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施</p>	<p>・個別項目の計画 1.(2)の【参考資料】その他関連の取組みと同一。</p>
<p>- 3 - (2)                      各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み                      3. ガバナンスの強化                      (2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針</p>	<p>・中央機関である信金中央金庫による「経営分析制度」に基づき、業務及び財産の状況等に関する資料を定例的に報告することにより、自己資本・資産内容・経営基盤・収益性・流動性・及びリスク感応度等に係る経営分析(モニタリング)が行われている。・この他にもALM支援、有価証券ポートフォリオ分析等、信金中金の各種相談業務も適宜活用し、経営の参考としている。                      ・これら「経営分析制度」に基づく還元資料や、上部団体より発せられる最新経営情報、他業態の情報及び動向等を分析し、また、同業態、他業態を含めた比較分析を行うことにより、当金庫の問題点を洗い出し、経営に反映させる。</p>
<p>- 5                      法令等遵守(コンプライアンス)                      行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止</p>	<p>・経営管理室は、コンプライアンス統括部署として検査・監査基準及び諸規定の整備状況を常にチェックし、関係所管部署と連携してその充実を図ります。                      ・本部所管部による臨店事務指導を強化するとともに、階層別研修会等の開催および諸規定等の自主勉強会開催を指示し、その実施報告を求めます。                      ・コンプライアンス担当者会議を通じ、コンプライアンス担当者を対象にコンプライアンスに係る部店内リーダーとしての研修を実施します。また、経営管理室による営業店臨店(本部各部含む)指導等によりコンプライアンスに関する啓蒙活動を行います。</p>